

糸田町移住者住宅補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸田町への移住・定住の促進と地域の活性化を図ることを目的とし、糸田町外から糸田町内への移住を目的に住宅を購入又は新たに住宅を建築し居住しようとする者に対し、当該住宅の取得及び整備に要する経費の一部を予算の範囲内において糸田町移住者住宅補助金(以下「補助金」という。)として交付するものとし、その交付について、糸田町補助金交付規則(平成18年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 転入日前1年間において糸田町に住所を有していなかった者
- (2) 住宅 自己の居住用に供する本町の区域内に存する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (ア) 3親等内の親族が所有する住宅
 - (イ) その他、町長がこの補助事業の趣旨に合わないとする住宅
- (3) 土地 自己の居住用に供する本町の区域内に存する土地をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (ア) 3親等内の親族が所有する土地
 - (イ) その他、町長がこの補助事業の趣旨に合わないとする土地
- (4) 登記日 登記事項証明書に記載されている所有権登記日
- (5) 転入日 住民基本台帳に記録された日

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる世帯(以下「補助対象世帯」という。)は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯全員が令和8年4月1日以降に町に転入(生活実態がある)し、町内の住宅に住所を有する転入世帯であること。ただし、申請時以降の婚姻等による世帯構成の変更については補助対象となる。
- (2) 転入した日から1年以内にこの要綱に基づく補助金を申請した世帯。
- (3) 世帯全員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- (5) 世帯全員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の適用を受けていないこと。
- (6) 世帯全員が、糸田町暴力団排除条例(平成22年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (7) 世帯全員が、この事業と同じ趣旨の補助金等を受けていないこと。

2 売買契約を締結した者が、単身赴任等により当該住宅の所在地に住民登録できない場合、当該者の配偶者又はその子が前項各号に規定する条件を満たすとき

は、前項の規定に関わらず、当該者とその配偶者又はその子は同一の世帯員とみなす。

(補助対象費用)

第4条 補助対象費用は、次の各号に定めるものとする。

補助対象費用は、令和5年4月1日以降に取得し、次の各号のいずれかに該当する費用とする。ただし、過去にこの補助金の交付を受けたことがある住宅・土地及び登記日から起算し、補助金申請日において2年を経過したものを除く。

- (1) 町内に現存する住宅の購入に要する費用
- (2) 新たな住宅の建築に要する費用（土地代を含む。）
- (3) 町内に現存する住宅を購入後、解体し新たな住宅を建築する際に要する費用
- (4) 町内に現存する住宅のリフォームに要する費用

(補助金の額)

第5条 この要綱による補助金の額は、前条に該当する費用の2分の1とし、50万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 ただし、町内業者による住宅建築、解体、リフォームの場合には60万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、糸田町移住者住宅補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅・土地の購入に係る売買契約書(住宅及び土地を購入する場合のみ)の写し
- (2) 対象住宅に係る土地・家屋の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 世帯全員が記載されている住民票謄本
- (4) 世帯全員の納税証明書等又は滞納がないことを証明する書類(前住所地等のもの)
- (5) 第4条に該当する費用の金額が分かる書類
- (6) 工事着手前の写真(第4条第4号の場合のみ)
- (7) リフォームする住宅の家主の同意書(賃貸住宅の場合のみ)
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、糸田町移住者住宅補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の申請内容に変更が生じた場合は、糸田町移住者住宅補助金変更(喪失)届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、糸田町移住者住宅補助金変更通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、第7条の規定に基づく交付決定を受けた後、第4条第1号から第3号の場合については直ちに、同条第4号の場合については事業完了後に、糸田町移住者住宅補助金請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を必要に応じて添付し、町長に請求するものとする。

- (1)住宅の全景写真(第4条第1号の場合のみ)
- (2)施工状況及び工事完了が確認できる写真(第4条第2号から第4号の場合のみ)
- (3)第4条に該当する費用の金額が分かる書類
- (4)振込口座情報の分かる書類
- (5)その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定及び支払い)

第10条 町長は、前条に規定する請求書が提出された場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を支払うものとする。

(補助金の取消し等)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、糸田町移住者住宅補助金返還命令書(様式第6号)により返還を命じることができる。

- (1)この要綱の規定に違反したとき。
- (2)虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。
- (3)交付決定者が属する世帯の世帯全員(第3条第2項の規定により、同一の世帯員とみなされるものがある場合は、その者を含む。)がこの要綱に定める補助金の交付決定後3年以内に、当該住宅に居住しなくなったとき。ただし、介護、療養のため、やむを得ず転出が必要となった場合、その他町長が必要と認める場合を除く。
- (4)その他町長が適当でないとしたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

糸田町長 様

（申請者） 千

住所

氏名

電話番号

糸田町移住者住宅補助金交付申請書

糸田町移住者住宅補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請内容確認のため必要がある場合、世帯全員の住民記録、町税等の納付状況及び他の補助制度の利用状況等について、公簿により確認することに同意します。

記

1.補助対象住宅及び土地の所在地

1 所在地	糸田町
2 転入日	年 月 日
3 申請費用種別	<input type="checkbox"/> 現存する住宅の購入に要する費用
	<input type="checkbox"/> 土地の購入及び新たな住宅の建築に要する費用
	<input type="checkbox"/> 町内に現存する住宅を購入後、 解体し新たな住宅を建築する際に要する費用
	<input type="checkbox"/> 現存する住宅のリフォームに要する費用
4 対象費用総額 (A)	円
5 補助額 (A/2) ※千円未満切り捨て	円
6 添付資料	(1) 売買契約書（住宅・土地を購入する場合のみ。） (2) 対象住宅に係る土地・家屋の登記事項証明書 （全部事項証明書に限る。） (3) 世帯全員が記載されている住民票謄本 (4) 世帯全員の納税証明書又は滞納がないことを証明する書類（前住所地等のもの。） (5) 工事着手前の写真（リフォームの場合のみ。） (6) 第4条に該当する費用の金額が分かる書類 (7) リフォームする住宅の家主の同意書（賃貸住宅の場合のみ。） (8) その他町長が必要と認める書類

様式第 3 号 (第 8 条関係)

年 月 日

糸田町長 様

(申請者) 〒

住所

氏名

電話番号

糸田町移住者住宅補助金変更 (喪失) 届

年 月 日付 第 号で交付決定のあった糸田町移住者住宅補助金について、提出書類に変更が生じたので、次のとおり報告します。

記

1 補助対象住宅 及び土地	(1) 住所	
	(2) 契約締結年月日	年 月 日
	(3) 対象費用総額	円
2 変更内容		

※変更の内容が確認できる書類を添えて提出してください。

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

糸田町長

糸田町移住者住宅補助金変更通知書

年 月 日付で報告のあった糸田町移住者住宅補助金に関する変更について、届出に基づき次のとおり要件を変更したので通知します。

記

【変更内容】

【変更理由】

様式第 5 号 (第 9 条関係)

年 月 日

糸田町長 様

(申請者) 〒

住所

氏名

印

電話番号

糸田町移住者住宅補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった糸田町移住者住宅補助金
について、次のとおり請求します。

記

1. 補助金請求額 金 _____ 円

2. 振込先情報 ※口座名義は申請者と同一名義であること。

振込先 金融機関		銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店 支店 支所
預金種目	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

3. 添付書類

- (1) 住宅の全景写真(第 4 条第 1 号の場合のみ)
- (2) 施工状況及び工事完了が確認できる写真(第 4 条第 2 号から第 4 号の場合のみ)
- (3) 第 4 条に該当する費用の金額が分かる書類
- (4) 振込口座情報の分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 6 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

糸田町長

糸田町移住者住宅補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった糸田町移住者住宅補助金について、下記の理由で取り消したので返還を命ずる。

記

1.補助対象住宅の所在地

糸田町

2.取消しの理由

3.取消し額

以上